



# 山形県公報

令和2年1月24日(金)  
第74号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……41
- 県道の供用の開始……………(同) ……42
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(税 政 課) ……43
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(同) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……同
- 同……………(同) ……45
- 県営住宅入居者の一般公募……………(庄内総合支庁建築課) ……46

## 告 示

### 山形県告示第35号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和2年1月24日から同年2月7日まで縦覧に供する。

令和2年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 米沢南陽白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市漆山字上達2195番から 同 四ツ谷2341番6まで	旧	8.2 メートル } 2.8	324 メートル
南陽市漆山字上達2176番4から 同 四ツ谷2341番6まで		18.2 メートル } 4.0	330 メートル
同 上	新	18.2 メートル } 4.0	同 上

**山形県告示第36号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和2年1月24日から同年2月7日まで縦覧に供する。

令和2年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢南陽白鷹線
- 2 供用開始の区間 南陽市漆山字上達2176番4から  
同 四ツ谷2341番6まで
- 3 供用開始の期日 令和2年1月24日

**山形県告示第37号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和2年1月24日から同年2月7日まで縦覧に供する。

令和2年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
長井市館町南3966番から 同 3915番1まで	旧	14.2メートル } 11.8	メートル 7
同 上	新	14.2メートル } 14.1	同 上

**山形県告示第38号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和2年1月24日から同年2月7日まで縦覧に供する。

令和2年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 長井市館町南3966番から  
同 3915番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年1月24日

**山形県告示第39号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鶴岡市茅原北土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
鶴岡市茅原地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和元年11月15日から令和2年1月8日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（2級基準点測量）

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県税務総合電算システムに係る大規模システム統合基盤移行及びシステム運用支援業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部税政課税務電算担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2096
- 3 落札者を決定した日 令和元年12月6日
- 4 落札者の名称及び所在地  
やまがた税務システム再構築共同企業体 山形市松波四丁目5番12号
- 5 落札金額 196,900,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和元年10月25日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県税務総合電算システム基盤維持管理及び運用管理等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部税政課税務電算担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2096
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和元年12月13日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 随意契約に係る契約金額 11,893,200円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び最上総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに新庄市役所において令和2年5月25日まで縦覧に供する。

令和2年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ひのき町複合施設  
新庄市桜町9番11外
- 2 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社郷野目ストア	新庄市沖の町10番7号	郷野目 弘 美

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社郷野目ストア	新庄市沖の町10番7号	郷野目 弘 美
日立キャピタルコミュニティ株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番1号	鐘 川 正 喜

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社郷野目ストア	新庄市沖の町10番7号	郷野目 弘 美
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号	鶴 羽 順
株式会社I. F. I. コーポレーション	東京都千代田区外神田二丁目9番3号	入 井 健 次

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社郷野目ストア	新庄市沖の町10番7号	郷野目 弘 美
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号	鶴 羽 順

3 変更年月日

令和元年9月1日

4 届出年月日

令和元年9月25日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年5月25日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

\_\_\_\_\_

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び最上総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに新庄市役所において令和2年5月25日まで縦覧に供する。

令和2年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ひのき町複合施設

新庄市桜町9番11外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社郷野目ストア 新庄市沖の町10番7号

代表取締役 郷野目 弘美

日立キャピタルコミュニティ株式会社 東京都港区西新橋一丁目3番1号

代表取締役 鐘川 正喜

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）2,359平方メートル

（変更後）2,659平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）114台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）118台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ロ 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）56台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）57台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ハ 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）210平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）172.4平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）46.6立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

（変更後）48.4立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(3) 大規模小売店舗の施設

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社郷野目ストア	午前9時	午後9時30分
株式会社ツルハ	午前9時	午後9時30分
株式会社 I. F. I コーポレーション	午前11時	午後9時

（変更後）

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社郷野目ストア	午前9時	午後9時30分

株式会社ツルハ

午前9時

午後10時

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時30分から午後10時まで

（変更後）午前8時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

令和2年5月26日

5 届出年月日

令和元年9月25日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和2年5月25日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年1月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規	格		公募戸数	区分	家賃				摘要	
			住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が 104,000円 を超え 123,000円 以下の者	収入が 123,000円 を超え 139,000円 以下の者	収入が 139,000円 を超え 158,000円 以下の者		収入が 158,000円 を超え 186,000円 以下の者
県営美原アパ ート1号	鶴岡市美原町18 -1	3DK	74.2	2	一般用	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	3月分 の家賃 に相当 する額
同 3号	同 19 -23	同	77.0	1	同	21,400	24,700	28,300	31,900	36,400	42,000	
同 東部アパ ート1号	同 朝陽町6 -25	同	55.7	2	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 2号	同 6 -5	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	
同 3号	同 6 -6	同	58.0	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	
同 茅原アパ ート1号	同 茅原草 見鶴16-1	同	63.5	3	同	17,000	19,600	22,400	25,300	28,900	33,300	
同 2号	同	同	58.4	2	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同	同	同	63.9	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100	
同 3号	同	同	64.2	2	同	17,900	20,700	23,700	26,700	30,500	35,300	
同 城南アパ ート1号	同 城南町9 -34	同	64.2	1	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,400	37,300	
同 2号	同 9 -30	同	62.6	1	同	18,500	21,400	24,500	27,600	31,500	36,400	
同 未広アパ ート1号	同 未広町23 -63	同	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同 2号	同 23 -62	同	69.3	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同 3号	同 23 -60	2LDK	69.3	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	





同 北新町ア 一ト	同 北新町一 丁目1-58	2DK	55.0	1	同	19,600	22,600	25,800	29,100	33,300	38,400	
同	同	3DK	64.3	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	
同 余目アパー ト	東田川郡庄内町 余目字大塚93- 1	同	62.6	2	同	16,100	18,600	21,300	24,000	27,500	31,700	
同	同	同	64.2	1	同	16,500	19,100	21,800	24,600	28,200	32,500	
同 狩川アパー ト	同 狩川字山居22	同	58.0	1	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500	単身可
同	同	同	58.0	2	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年2月3日から同月7日までの午前10時から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、令和2年2月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

## 5 入居の時期 令和2年3月下旬